

平成29年度秋田県における農畜水産物の放射性物質検査方針

平成29年3月31日
秋田県農林水産部
農業経済課

1 原子力災害対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）」の改正について

- 平成28年度のガイドライン(H28.3)においては、本県を含む17都県が検査対象自治体に指定されていた。
- しかし、これまでの6年間の検査では大半の品目で放射性物質が不検出、あるいは検出されても極めて低レベルであることから、原子力災害対策本部では、 unnecessary 検査を廃止するため、ガイドラインの大幅な改正を行った。
- 平成29年3月24日に公表された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下、「新ガイドライン」という。）では、特に、対象自治体の除外に係る指標として、「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）」については、直近3年間の検査が全て基準値の1/2(50Bq/kg)以下であれば対象自治体から除外する」との指標を新たに設定した。

（「50Bq/kg」は厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に定められたスクリーニングレベル(基準値の1/2)）

<指標の適用による検査対象都県> ※ 新ガイドラインP11関係

別表(1)栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）

… これまでどおり、本県を含む17都県が検査対象

別表(2)栽培/飼養管理が可能な品目群

… 4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）のみが検査対象

※ ただし、都県名が除外された場合においても、必要に応じて新ガイドラインに基づく検査が実施できるよう明記されている。

2 平成29年度の本県における検査計画について

(1) 栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）

- きのこや山菜類等の「栽培/飼養管理が困難な品目」については、新ガイドラインでも、これまでと同様の方針であることから、別紙「平成29年度主要農畜産物安全性確認調査事業計画（以下、「県計画」という。）のとおり、今年度とほぼ同様の検査を実施する。
- これまでの検査の結果、50Bq/kg以上の放射性物質が継続して検出されている「ねまがりたけ」のほか、その他山菜類及び原木由来の放射性物質が懸念される「原木しいたけ」については、新ガイドラインに基づき検査を継続する。
- また、魚類についても、水産庁からの検査継続の要請により、検査を継続する。

(2) 栽培/飼養管理が可能な品目群

- 一方、本県において、野菜等の「栽培/飼養管理が可能な品目」については、これまでの6年間、大部分の品目で放射性物質が不検出もしくは検出されても基準値を大きく下回っていることから、これらの品目については、既に安全性が確保されていると判断できる。
- このため、本県が新ガイドラインで検査対象自治体から除外された以降も「自主検査」を継続する合理的理由は極めて希薄であると判断されることから、「栽培/飼養管理が可能な品目」の「自主検査」については、平成29年度以降は実施しない。
- ただし、「牛肉」については、大消費地を抱える東京都が平成29年度も全頭検査を実施する見通しであり、首都圏の流通業者との取引への影響が懸念されるため、他県も全頭検査を継続せざるをえない状況にあることから、本県も全頭検査を継続する。

3 農畜産物安全性確認調査事業（補助事業）の対応について

- JAや農業法人等が行う「自主検査」に対する支援措置は引き続き実施するが、新ガイドライン及びこれに基づき策定した県計画を踏まえ、今年度をもって支援措置を終了する。